吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

愛知電機株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

愛知県春日井市愛知町1番地
愛知電機株式会社
代表取締役社長　佐藤　徹

当社は、2020 年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アイチエレック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行いました。会社法第 801　条第1項の定めに従い、下記のとおり、アイチエレック株式会社の権利義務その他吸収合併に関する事項として会社法施行規則第 200　条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1．本吸収合併が効力を生じた日
2020 年4月1日

2．吸収合併消滅会社における法定手続きの経過
（1）吸収合併をやめることの請求
当社は、アイチエレック株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、会社法第 784 条の 2 に基づく吸収合併をやめることの請求をすることができるアイチエレック株式会社の株主はおりません。
（2）反対株主の買取請求
当社は、アイチエレック株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、会社法第 785 条第2項第2号に基づく買取請求をすることができるアイチエレック株式会社の株主はおりません。
（3）新株予約権買取請求
アイチエレック株式会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条による手続きは行っておりません。
（4）債権者の異議申述
アイチエレック株式会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年1月 31 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における法定手続きの経過

（1）吸収合併をやめることの請求

当社は、本吸収合併が会社法第796条第2項の本文に規定する場合に該当するため、本手続きを行っておりません。

（2）反対株主の買取請求

当社は、2020年1月31日より電子公告を行いましたが。株式買取請求行使期限までに株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）債権者の異議申述

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2020年1月31日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4．存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2020年4月1日をもって、アイチエレック株式会社の資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別添のとおりです。

6．本吸収合併の変更を登記した日

2020年4月3日（予定）

7．上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

別添

合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2020 年 1 月 31 日

アイチエレック株式会社

合併に係る事前開示書類

愛知県春日井市愛知町２番地
アイチエレック株式会社
代表取締役社長　加藤　忍

当社は、2020 年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、愛知電機株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことに伴い、会社法第 782 条第１項並びに会社法施行規則第 182 条に規定する以下の書面を備え置くこととします。

記

１．吸収合併契約の内容

別添１のとおり、2019 年５月 17 日付で、合併契約書を締結いたしました。

２．合併対価の定めの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である愛知電機株式会社は当社の発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

３．新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行していません。

４．吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社である愛知電機株式会社の最終事業年度（2018 年４月１日～2019 年３月 31 日）に係る計算書類は別添２のとおりです。

５．吸収合併存続会社の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

吸収合併存続会社である愛知電機株式会社の最終事業年度（2018 年４月１日～2019 年３月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

６．吸収合併消滅会社の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

当社において、最終事業年度（2018 年４月１日～2019 年３月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7．債務の履行の見込に関する事項

2019年3月31日現在の吸収合併存続会社及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	54,265百万円	14,797百万円	39,467百万円
当社	15,104百万円	10,619百万円	4,484百万円

本件吸収合併後の愛知電機株式会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本件吸収合併後の愛知電機株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、愛知電機株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

よって、本件吸収合併後における愛知電機株式会社の債務について、履行の見込があるものと判断いたします。

以上

別添１

合　併　契　約　書

愛知電機株式会社（住所：愛知県春日井市愛知町１番地、以下「甲」という）と、アイチエレック株式会社（住所：愛知県春日井市愛知町２番地、以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第１条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という）。

第２条（効力発生日）

本合併の効力発生日は 2020 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第３条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併に際し、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第４条（甲の資本金等）

本合併により、甲の資本金および準備金は変更しない。

第５条（合併承認総会）

甲は会社法第 796 条第 2 項に規定される簡易合併により、乙は会社法第 784 条第 1 項に規定される略式合併により、それぞれの株主総会における承認決議を経ることなく合併する。

第６条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを継承する。

２　乙は、2019 年 3 月 31 日から合併効力発生日に至るまでの間の資産、負債および権利義務の変動について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第７条（会社財産の管理等）

甲および乙は、合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第８条（従業員の処遇）

甲は、合併効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、従業員に関する取り扱いについては甲乙協議のうえ定める。

第９条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2019 年 5 月 17 日

甲　　愛知県春日井市愛知町１番地
愛知電機株式会社
代表取締役社長　　佐藤　徹

乙　　愛知県春日井市愛知町２番地
アイチエレック株式会社
代表取締役社長　　加藤　忍

別添 2

第 110 期

（自　2018 年　4 月　1 日
至　2019 年　3 月 31 日）

事　業　報　告

（会社法第 435 条第 2 項に掲げる書類）

愛知県春日井市愛知町 1 番地

愛知電機株式会社
代表取締役社長　佐藤　徹

事　業　報　告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。海外経済につきましても回復基調で推移してきましたが、米中貿易摩擦の影響が顕在化してきたことなどにより、次第に減速感が強まってまいりました。

当社グループの経営環境につきましては、回転機事業では好調なエアコン・電子機器部品市場を背景に、ハーメティックモータやプリント配線板の需要が増加基調で推移しました。電力機器事業では主要顧客である電力会社が電力自由化に伴う競争激化の影響を受け、経営効率化の動きを加速してまいりました。

このような環境下、当社グループは中期経営計画2018「確かな技術で未来をひらく」の最終年度として経営目標(売上高800億円、経常利益45億円、ROA5.5%)の達成に努めるとともに、事業・製品の拡大強化と持続的成長の基盤強化に取り組んでまいりました。電力機器事業では配電系統高度化機器などの新製品開発を進めるとともに、トップランナー変圧器やバイオガス発電システムの販促活動に注力してまいりました。回転機事業ではハーメティックモータやプリント配線板の生産能力増強に努める一方、各種モータやアクチエータの顧客開拓などに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高につきましては、回転機事業の伸長により前期比2.3%増の800億3千4百万円となりましたが、利益につきましては、回転機事業の原価率悪化と電力機器事業の売上減の影響により減益となりました。営業利益は42億3千5百万円（前期比17.5%減）、経常利益は48億5千2百万円（前期比4.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億9百万円（前期比7.2%減）となりました。

（セグメント別の状況）

＜電力機器事業＞

トップランナー変圧器の売上が伸びましたが、配電線自動電圧調整器や柱上変圧器などの売上減が響き、減収減益となりました。売上高は293億1千9百万円（前期比7.1％減）、セグメント利益は41億1千4百万円（前期比18.7％減）となりました。

＜回転機事業＞

ハーメティックモータやプリント配線板が好調に推移し、売上高は増収となりましたが、利益面では原材料価格の上昇や売上構成の変化の影響を受け、前期を若干下回りました。売上高は507億1千4百万円（前期比8.7％増）、セグメント利益は16億6千4百万円（前期比3.5％減）となりました。

（セグメント別売上高）

年度／セグメント	2017年度（前期）		2018年度（当期）		増減率（％）
	売上高（百万円）	構成比（％）	売上高（百万円）	構成比（％）	
電力機器事業	31,563	40.3	29,319	36.6	△7.1
回転機事業	46,668	59.7	50,714	63.4	8.7
合計	78,232	100.0	80,034	100.0	2.3

⑵ 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は22億7千1百万円であり、その主なものは、プリント配線板とハーメティックモータの生産能力増強に対するものです。

⑶ 資金調達の状況

当期の資金調達として、記載すべき重要な事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後につきましては、電力機器事業では、PCB関連特需が終了することに加え、主要顧客である電力会社において託送料金抑制を背景に設備の延命化や合理化が進むことが予想されます。回転機事業では、車載用モータなどの需要拡大が期待されますが、顧客の内製化進行が懸念されます。このように当社グループを取り巻く環境は、大きく変化し厳しさを増しております。

こうした環境変化に迅速に対処するため、当社は2019年4月から2024年3月の5年間を対象とした新たな中期経営計画2023「確かな技術で未来をひらく　変革と挑戦」を策定いたしました。この計画の4つの基本方針「新製品・新事業への挑戦」「既存事業の競争力強化」「海外事業の拡大展開」「経営基盤の強化」のもと、重点施策を着実に実行し、更なる成長を目指してまいります。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区分＼期・年度	第107期 2015年度	第108期 2016年度	第109期 2017年度	第110期 2018年度
売上高(百万円)	72,065	74,883	78,232	80,034
経常利益(百万円)	4,732	7,231	5,073	4,852
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,880	5,293	3,351	3,109
1株当たり当期純利益(円)	59.87	550.80	353.18	327.66
総資産(百万円)	84,907	86,728	88,694	90,156
純資産(百万円)	44,541	48,484	51,377	53,674

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第108期（2016年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 愛工機器製作所	486百万円	100.0%	プリント配線板の製造販売
アイチエレック株式会社	400	100.0	各種ハーメティックモータの製造販売
恵那愛知電機株式会社	45	100.0	各種モータおよび樹脂成形部品の製造販売
岐阜愛知電機株式会社	40	100.0	変圧器の製造販売、電気・通信工事の設計施工
寿工業株式会社	90	※81.1	非鉄金属の鋳造加工販売
白鳥アイチエレック株式会社	40	※100.0	各種ハーメティックモータの製造販売
長野愛知電機株式会社	80	※100.0	電子機器・高圧電源の製造販売、発変電・送電工事の設計施工
蘇州愛知科技有限公司	2,600	※100.0	各種ハーメティックモータの製造販売
蘇州愛知高斯電機有限公司	3,520万米ドル	※66.0	電動コンプレッサー用モータ・駆動用モータの製造販売

（注）1. ※印は間接所有を含む比率であります。

2. 寿工業株式会社に対する当社の出資比率には、当社の子会社である長野愛知電機株式会社および株式会社愛工機器製作所を通じての間接所有分29.1%を含んでおります。

3. 白鳥アイチエレック株式会社に対する当社の出資比率は、当社の子会社であるアイチエレック株式会社を通じての間接所有分であります。

4. 長野愛知電機株式会社に対する当社の出資比率には、当社の子会社である寿工業株式会社および岐阜愛知電機株式会社を通じての間接所有分33.1%を含んでおります。

5. 蘇州愛知科技有限公司に対する当社の出資比率には、当社の子会社であるアイチエレック株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

6. 蘇州愛知高斯電機有限公司に対する当社の出資比率には、当社の子会社であるアイチエレック株式会社を通じての間接所有分57.0%を含んでおります。

7. 蘇州愛知高斯電機有限公司は、2019年3月に資本金を1,020万米ドルから3,520万米ドルに増資しております。

⑺ 主要な事業内容

セグメント	主要製品名
電力機器事業	小型変圧器：柱上変圧器、バランサ 中型変圧器：中型変圧器、自動電圧調整器（ＳＶＲ、ＴＶＲ）、 地上設置変圧器 大型変圧器：大型変圧器、負荷時タップ切換変圧器、 移動用負荷時タップ切換変圧器、移動用変電所、 中性点接地抵抗器、リアクトル 制御機器：受変電設備、デジタル式監視・保護制御装置、 配電自動化システム、真空遮断器、侵入監視システム、 配電塔、光ネットワークユニット 電力システム：国内・外プラント工事、無効電力補償装置(ＳＴＡＴＣＯＭ)、 バイオガス発電システム、大型直流電源装置、 太陽光発電システム、パワーコンディショナ、 ＰＣＢ無害化処理装置
回転機事業	小型モータ：ハーメティックモータ、ＤＣモータ、くまとりモータ、 コンデンサモータ、ギヤードモータ 介護用機器：アクチエータ・駆動用制御装置 プリント配線板：多層基板、ＭＰＵコア基板、メタルコア基板 その他：シャッター開閉機、粉体混合機・乾燥機、畜舎用換気扇、 インバータ、モータ駆動装置、ポンプ制御装置、 ソレノイド、医療機器、温水ボイラ、非接触給電装置

⑻ 主要な営業所および工場

① 当社

本社および

本社工場：愛知県春日井市

東北工場：宮城県白石市

支社：北海道(北海道札幌市)、東北(宮城県仙台市)、東京(東京都中央区)、関西(大阪府大阪市)、九州(福岡県福岡市)、沖縄(沖縄県那覇市)、蘇州駐在員事務所(中国)

② 子会社

国内：㈱愛工機器製作所(愛知県春日井市)、アイチエレック㈱(愛知県春日井市)、恵那愛知電機㈱(岐阜県恵那市)、岐阜愛知電機㈱(岐阜県岐阜市)、寿工業㈱(愛知県春日井市)、白鳥アイチエレック㈱(岐阜県郡上市)、長野愛知電機㈱(長野県長野市)

海外：蘇州愛知科技有限公司(中国)、蘇州愛知高斯電機有限公司(中国)

⑼ 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,370名	27名減

⑽ 主要な借入先

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株 式 会 社　三菱ＵＦＪ銀行	2,980百万円
株 式 会 社　三井住友銀行	1,592

2. 会社の株式に関する事項

⑴ 発行可能株式総数 23,912,200株

⑵ 発行済株式の総数 9,500,000株

⑶ 株主数 3,234名

⑷ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
中部電力株式会社	2,326千株	24.5%
ＴＳＵＣＨＩＹＡ株式会社	1,000	10.5
古河電気工業株式会社	807	8.5
株式会社　三菱ＵＦＪ銀行	446	4.7
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロープライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オール　セクター　サブポートフオリオ）	323	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	303	3.1
株式会社　川口興産	200	2.1
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー　リ　フィデリティ　ファンズ	192	2.0
株式会社　光通信	186	1.9
明治安田生命保険相互会社	175	1.8

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率は、自己株式（4,065株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤　徹	
常務取締役	小野　輝男	電力事業部長
取締役	野々村勝巳	機器事業部長 恵那愛知電機株式会社　代表取締役社長
取締役	宮川利之	電力事業部副事業部長兼営業部長
取締役	小林和郎	管理本部長 株式会社愛工機器製作所　取締役会長
取締役	山下直治	機器事業部副事業部長兼営業部長
取締役	田島久嗣	電力事業部制御設計部長
取締役	髙橋順一	電力事業部電力システム部長
取締役	垣原正樹	電力事業部品質管理部担当兼制御設計部担当
取締役	加藤　忍	アイチエレック株式会社　代表取締役社長 白鳥アイチエレック株式会社　代表取締役社長 蘇州愛知科技有限公司　董事長
取締役	天野　望	古河電気工業株式会社　監査役
取締役	大久保仁	愛知工業大学　工学部電気学科教授
監査役	細江秀喜	(常勤)
監査役	松原和弘	中部電力株式会社　常任監査役
監査役	堀　雅寿	

(注) 1. 取締役 天野 望氏および大久保 仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松原 和弘氏および堀 雅寿氏は、社外監査役であります。
3. 常務取締役 安藤 誠氏、取締役 細江 秀喜氏、杉山 博氏、安藤 敏信氏および監査役 山田 誠氏は、2018年6月28日に辞任いたしました。
4. 監査役 松原 和弘氏は、中部電力株式会社の経理部長および法務部、総務部、経理部、資材部、情報システム部統括などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 天野 望氏、大久保 仁氏および監査役 堀 雅寿氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役	15名	125百万円
監　査　役	4名	21百万円

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含み85百万円）は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る賞与の支給見込額25百万円を含めております。
3. 取締役および監査役の支給額には、社外取締役2名および社外監査役2名に対する支給総額15百万円を含めております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 取締役　天野 望

ア．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、上場企業の常勤監査役として豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

イ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

② 取締役　大久保 仁

ア．重要な兼職先と当社との関係

愛知工業大学工学部電気学科の教授を兼職しておりますが、当社と同校との間には、特別な利害関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、大学教授として豊富な経験と幅広い知見に基づき、客観的な立場から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③　監査役　松原 和弘

ア．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち10回、監査役会14回のうち12回に出席し、上場企業における常勤監査役として豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

イ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④　監査役　堀 雅寿

ア．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回、監査役会14回のすべてに出席し、上場企業の取締役経験者として豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。

イ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

名古屋監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29百万円

②　当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査報酬の過年度比較、報酬見積りの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の定めにより、監査役会が決定し、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、つぎのとおり決議いたしております。

当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする社会全体からの信頼を得るため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定める。

⑴ 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会を原則として毎月１回開催し、法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定するとともに取締役の業務執行を監督する。
② コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、中電グループ・コンプライアンス推進協議会に参加する。
③ コンプライアンスの推進については、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、法令、社内規定および企業倫理の遵守に対する取締役等の意識を高め、良識と責任のある行動をとるよう取り組む。
④ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善をはかるため、内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置する。
⑤ 社長直属の内部を監査する部門を設置し、各部門の業務執行状況等を監査し、その結果を常務会に報告する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書等の保存・管理については、法令および社内規定に基づき適切にこれを行うとともに、電子情報セキュリティポリシーを定め管理する。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　事業運営に関する様々なリスクに対して的確に対応するため、リスク管理規程を定める。

②　経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、取締役会および常務会において審議または報告を行う。

③　災害による損失の軽減をはかるため災害対策規程を定め、経営に与える影響を最小限にする。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　常務会を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項について多面的に審議する。

②　業務執行にあたっては、中期経営計画および年度経営方針を策定する。

③　社内規定に各部門および各部署の業務分掌、権限を定め、取締役等の職務執行の適正および効率性を確保する。

④　決裁にあたっては、審査部門等による審査を行う。

⑸　反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、「『コンプライアンス10箇条』の具体的内容」において、毅然として対決することを定めるとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

⑹　グループ会社の業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社の取締役を兼任している取締役等は、当該会社の業務執行状況等を把握し、グループ会社との連携をはかり、経営課題の解決に努める。

②　グループ会社の統括部門を当社内に設置し、グループ会社から経営状況等に関する月次報告および重要事項の報告を受ける。また、当社の社長、取締役等およびグループ会社の社長とで構成する「関係会社社長会」を開催し、緊密な連携をはかる。

③　グループ全体のリスクを把握、管理するため、リスク管理に関する規程を整備する。
④　グループ会社の統括部門は、グループ会社に対し、コンプライアンスに関する教育、助言等を行う。また、主要なグループ会社に対しては非常勤役員を派遣し、コンプライアンスや経営全般に関する監視を行う。
⑤　グループ会社の業務運営が適正かつ効率的に実施されていることの内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

①　監査役職務の補佐を目的に、各部門から独立した組織として監査役直属の監査役グループを設置し、監査役制度が十分機能する体制をとる。
②　監査役グループに必要な使用人を配置し、監査役からの指示の実効性を確保する。
③　監査役グループに所属する使用人は取締役の指揮・命令を受けず、その異動・評定にあたっては監査役の意向を尊重する。
④　取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役グループに所属する使用人に不利益を及ぼさない。

⑻　監査役への報告に関する体制

①　各部門に係る事業の概況を監査役に報告するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等について監査役の閲覧に供する。
②　当社監査役、子会社監査役および内部監査を担当する部門長は、定期的に監査連絡会を開催し、情報連絡を行う。監査連絡会では、子会社監査役および内部監査を担当する部門長から当社監査役に対し、子会社取締役会での審議事項、子会社監査の実施状況等を報告する。
③　監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いは行わない。

⑼　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役の職務の執行に関する費用については、監査役グループが予算を計上し、監査役の請求に従い当社が負担する。

② 内部監査を担当する部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施に当たって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。
③ 社長は、監査役と代表取締役が経営全般に関して意見交換する機会を設ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、株主総会に関する事項、会社の組織に関する事項、業務に関する基本方針の設定および会社の計算に関する重要事項等について、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。

内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置し、不正行為等の未然防止に努めております。

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス諸施策の実施状況、内部通報窓口である「ヘルプライン」の運用状況、重要な法務等について報告しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

電子情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ教育を実施するとともに、全社的に情報漏えい防止対策を展開しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、各部門長より事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて経営会議に報告され、重要度に応じてリスクへの対策および対応を図っております。

また、大規模災害時の指針となる事業継続計画（BCP）を策定するほか、「災害対策規程」に基づき、防災訓練および全社避難訓練等を実施しております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤役員による常務会を原則として毎月2回開催し、重要な業務実施の基本方針・基本計画に関する事項、重要な個別執行業務に関する事項等について、業務の適正性および効率性等の観点から審議しております。

⑸　反社会的勢力排除に向けた体制

警察当局や外郭団体等と情報交換を行うなど、適宜連携を図っております。

⑹　グループ会社の業務の適正を確保するための体制

連結子会社9社の取締役に当社取締役等を、連結子会社4社の監査役に当社使用人を派遣し、取締役会や重要な会議に出席しております。また、グループ会社の統括部門は、「グループ会社管理規程」に基づきグループ会社の経営情報の収集・集計・分析および重要事項等に関する調査等を実施するほか、グループコンプライアンス教育を実施しグループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人として、取締役から独立した監査役会事務局に専任スタッフ2名を配置し、監査役の職務遂行に必要な情報提供等補佐を行なっております。

⑻　監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および常務会など重要な経営会議へ出席するほか、連結子会社監査役および内部監査部門と定期的な会合を開催し、グループ会社の業務および監査状況等の報告を受けております。また、取締役等は、稟議書その他重要会議資料等を監査役に提供しております。

⑼　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門および会計監査人は、監査役に監査計画の内容を説明するとともに、期中・期末の監査結果を報告しております。また、社長と監査役は、監査計画および監査結果等について、適宜意見交換を行なっております。

（注）事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 110 期

（ 自　2018 年　4 月　1 日
　 至　2019 年　3 月 31 日 ）

事業報告に係る附属明細書

（会社法第 435 条第 2 項に掲げる書類）

愛知県春日井市愛知町 1 番地

愛知電機株式会社
代表取締役社長　佐藤　徹

取締役および監査役の他の法人等の重要な兼職の状況の明細

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	野々村　勝巳	恵那愛知電機㈱	代表取締役社長	当社と同一の部類の営業を行っている。
	小林和郎	㈱愛工機器製作所	取締役会長	当社と同一の部類の営業を行っている。
	加藤　忍	アイチエレック㈱	代表取締役社長	当社と同一の部類の営業を行っている。
		白鳥アイチエレック㈱	代表取締役社長	当社と同一の部類の営業を行っている。
		蘇州愛知科技有限公司	董事長	当社と同一の部類の営業を行っている。
	天野　望	古河電気工業㈱	監査役	
	大久保　仁	愛知工業大学	教授	
監査役	松原和弘	中部電力㈱	常任監査役	

以　上

第１１０期

（自　２０１８年　４月　１日
　至　２０１９年　３月３１日）

計　　算　　書　　類

（会社法第４３５条第２項に掲げる書類）

愛知県春日井市愛知町１番地

愛知電機株式会社
代表取締役社長　佐藤 徹

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**30,975**	**流動負債**	**12,356**
現金及び預金	6,456	支払手形	778
受取手形	1,132	電子記録債務	4,973
電子記録債権	999	買掛金	2,744
売掛金	7,722	短期借入金	750
有価証券	5,799	1年内返済予定の長期借入金	1,000
商品及び製品	1,744	未払金	70
仕掛品	2,447	未払費用	1,463
原材料及び貯蔵品	1,469	未払法人税等	269
前払費用	17	未払消費税等	78
短期貸付金	3,077	預り金	36
その他	137	その他	192
貸倒引当金	△29		
		固定負債	**2,440**
		退職給付引当金	1,909
		その他	531
固定資産	**23,290**		
有形固定資産	**7,221**		
建物	2,141		
構築物	188	**負債合計**	**14,797**
機械及び装置	1,003	(純資産の部)	
車両及び運搬具	40	**株主資本**	**38,377**
工具・器具及び備品	365	**資本金**	**4,053**
土地	3,028	**資本剰余金**	**2,199**
リース資産	406	資本準備金	2,199
建設仮勘定	45	その他資本剰余金	0
無形固定資産	**48**	**利益剰余金**	**32,135**
ソフトウェア	30	利益準備金	812
リース資産	6	その他利益剰余金	31,323
諸利用権	12	固定資産圧縮積立金	272
投資その他の資産	**16,020**	別途積立金	18,500
投資有価証券	3,821	繰越利益剰余金	12,551
関係会社株式	6,227	**自己株式**	**△10**
関係会社出資金	1,376		
関係会社長期貸付金	3,145	**評価・換算差額等**	**1,090**
長期前払費用	3	その他有価証券評価差額金	1,090
繰延税金資産	1,530		
その他	135		
貸倒引当金	△219	**純資産合計**	**39,467**
資産合計	**54,265**	**負債・純資産合計**	**54,265**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2018年4月 1日
至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**34,964**
売上原価		**28,564**
売上総利益		**6,399**
販売費及び一般管理費		**3,912**
営業利益		**2,487**
営業外収益		
受取利息及び配当金	336	
固定資産賃貸料	130	
その他	115	**582**
営業外費用		
支払利息	22	
その他	42	**64**
経常利益		**3,005**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	3	
ゴルフ会員権売却益	12	**18**
特別損失		
固定資産除却・売却損	1	
関係会社出資金評価損	99	
投資有価証券評価損	9	
投資有価証券売却損	0	
貸倒引当金繰入額	172	
特別退職金	32	**317**
税引前当期純利益		**2,706**
法人税、住民税及び事業税	818	
法人税等調整額	36	854
当期純利益		**1,851**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年4月 1日
至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,053	2,199	－	2,199	812	274	18,500	11,551	31,138
当期変動額									
剰余金の配当								△854	△854
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	－
当期純利益								1,851	1,851
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△2	－	999	997
当期末残高	4,053	2,199	0	2,199	812	272	18,500	12,551	32,135

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10	37,380	1,252	1,252	38,632
当期変動額					
剰余金の配当		△854			△854
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		1,851			1,851
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△161	△161	△161
当期変動額合計	△0	997	△161	△161	835
当期末残高	△10	38,377	1,090	1,090	39,467

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③　その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

⑵　デリバティブ

時価法

⑶　棚卸資産

①　製品・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

②　商品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	4～17年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、事業年度毎に一括して３年間で均等償却しております。

⑸ 長期前払費用

均等償却

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

４．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	変動金利の長期借入金の金利変動リスク

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑵　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

⑶　消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

建物	1,936百万円
土地	368百万円
計	2,305百万円

⑵　担保に係る債務

短期借入金	600百万円
１年内返済予定の長期借入金	900百万円
関係会社の金融機関からの借入金	
短期借入金	100百万円
１年内返済予定の長期借入金	50百万円
長期借入金	75百万円
計	1,725百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　24,761百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,066百万円
短期金銭債務	1,037百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	17,546百万円
仕入高	4,306百万円
営業取引以外の取引高	196百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	4,065株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払賞与	147百万円
退職給付引当金	582百万円
退職給付信託設定額	1,075百万円
その他	541百万円
繰延税金資産小計	2,346百万円
評価性引当額（△）	△218百万円
繰延税金資産合計	2,127百万円

（繰延税金負債）

固定資産圧縮積立金	△119百万円
その他有価証券評価差額金	△442百万円
その他	△35百万円
繰延税金負債合計	△597百万円
繰延税金資産の純額	1,530百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	中部電力㈱	（被所有）直接24.5%	当社製品の販売先役員の兼任	変圧器等の販売	17,317	売掛金	3,419
						未収入金	7

（注）1．取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連結子会社	アイチエレック㈱	（所有）直接100.0%	当社商品等の仕入資金の貸付役員の兼任及び従業員の役員兼任	資金の貸付	3,760	短期貸付金	1,200
				貸付金の返済	200	関係会社長期貸付金	2,560
				利息の受取	2	未収収益	－
	㈱愛工機器製作所	（所有）直接100.0%	当社原材料等の仕入資金の貸付役員の兼任及び従業員の役員兼任	資金の貸付	1,300	短期貸付金	1,300
				貸付金の返済	982	関係会社長期貸付金	293
				利息の受取	2	未収収益	－

（注）取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付利率は、市場金利を勘案した利率により決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　4,156円30銭

2．1株当たり当期純利益　195円02銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第１１０期

（自　２０１８年　４月　１日
至　２０１９年　３月３１日）

計算書類に係る附属明細書

（会社法第４３５条第２項に掲げる書類）

愛知県春日井市愛知町１番地

愛知電機株式会社

代表取締役社長　佐藤　徹

１．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む）の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,287	31	1	176	2,141	8,384	10,526
	構築物	215	7	0	34	188	1,343	1,531
	機械及び装置	1,224	111	0	332	1,003	10,280	11,284
	車両及び運搬具	34	25	1	17	40	221	262
	工具、器具及び備品	376	194	0	205	365	4,395	4,761
	土地	3,027	0	—	—	3,028		3,028
	リース資産	313	125	—	31	406	135	542
	建設仮勘定	10	118	83	—	45		45
	計	7,490	615	87	797	7,221	24,761	31,983
無形固定資産	ソフトウェア	13	23	—	7	30		
	リース資産	10	—	—	3	6		
	諸利用権	12	—	—	—	12		
	計	36	23	—	11	48		
投資その他の資産	長期前払費用	14	—	10	0	3		

２．引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	期末残高
貸倒引当金	86	174	5	6	248
退職給付引当金	1,870	362	323	—	1,909

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、回収によるもの5百万円、一般債権の洗替によるもの1百万円であります。

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
役員報酬	147	
給料手当	1,635	
退職給付費用	111	
法定福利費	251	
雑給	14	
広告宣伝費	33	
販売手数料	24	
発送費	562	
光熱水道料	19	
減価償却費	133	
修繕費	79	
租税公課	216	
賃借料	62	
保険料	9	
厚生費	87	
通信費	40	
旅費交通費	108	
消耗品費	65	
交際費	49	
研究開発費	10	
業務委託費	49	
求人費	7	
寄付金	3	
雑費	188	
貸倒引当金繰入額	0	
計	3,912	